

## 第2章 組合・庶務

### ○美幌・津別広域事務組合事務局設置条例

〔平成3年4月1日〕  
〔条例第1号〕

(目的等)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規程により、美幌・津別広域事務組合に事務局を置く。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。